

## 須賀川市工業製品認定ロゴマーク使用要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、須賀川市工業製品認定制度要綱（平成22年9月27日施行）に基づき、須賀川市工業製品のPRをすることを目的に制定する須賀川市工業製品認定ロゴマーク（以下「認定ロゴマーク」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (図柄等)

第2条 認定ロゴマークの図柄は、別図のとおりとする。

### (使用者)

第3条 認定ロゴマークは、須賀川市及び次に掲げる者に限り使用することができるものとする。

- (1) 須賀川市工業製品認定制度に基づき認定を受けた者
- (2) その他市長が認めた者

### (使用方法)

第4条 認定ロゴマークの使用を希望する者は、須賀川市工業製品認定ロゴマーク使用届出書（第1号様式）により事前に市長に届け出るものとする。

- 2 前項の届出があった場合は、内容等を審査し、使用目的等が適正と認められるときは、須賀川市工業製品認定ロゴマーク使用承認書（第2号様式）により届出者に通知するものとする。
- 3 前項の承認書の交付を受けた者は、須賀川市工業製品認定制度要綱の規定を遵守し、認定製品の本体、包装、紹介のための印刷物等に表示して使用することができる。

### (苦情の処理)

第5条 認定ロゴマークを使用した者は、その使用に関して消費者等から苦情があった場合は、責任をもってその処理に当たらなければならない。

### (その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、認定ロゴマークの使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この要領は、平成22年12月15日から施行する。